

令和7年度

事業計画

埼玉県社会福祉事業団 施設一覧表

令和7年4月1日現在

- 埼玉県指定管理施設 上里学園、おお里、いわつき、嵐山郷、障害者交流センター 5施設
皆光園歯科診療所、そうか光生園歯科診療所、あさか向陽園歯科診療所 3診療所
- 北本市指定管理施設 あすなろ学園 1施設
- 事業団施設 花園、あげお、皆光園、そうか光生園、あさか向陽園 5施設

(網掛けが指定管理施設)

名称	種別	利用定員(人)			所在地	備考
		入所	短期入所	通所		
本部事務局		—	—	—	比企郡嵐山町古里 1848	
上里学園	児童養護施設	140	—	—	児玉郡上里町三町 183	
おお里	児童養護施設	116	—	—	熊谷市中恩田 289	
いわつき	児童養護施設	88	—	—	さいたま市岩槻区徳力 206	
	乳児院	9	—	—		
花園	障害者支援施設	110	16	20	深谷市小前田 2691	
	グループホーム	—	—	—		2か所(11人)
あげお	障害者支援施設	80	14	20	上尾市平塚 820	相談支援事業
	グループホーム	—	—	—		3か所(16人)
嵐山郷	福祉型障害児入所施設	25	—	—	比企郡嵐山町古里 1848	療育拠点施設事業 相談支援事業
	障害者支援施設	329	30	—		
	医療型障害児入所施設	60	5	—		
	療養介護事業所					
	障害者歯科診療所	—	—	—		
	グループホーム	—	—	—		1か所(16人)
皆光園	障害者支援施設	50	4	10	深谷市人見 1998	聴能訓練
	デイサービスセンター	—	—	20		
	障害者歯科診療所	—	—	—		
そうか光生園	障害者支援施設	50	7	—	草加市柿木町 1215-1	相談支援事業 聴能訓練
	地域活動支援センター	—	—	15		
	障害者歯科診療所	—	—	—		
あさか向陽園	障害者支援施設	40	6	40	朝霞市青葉台 1-10-60	就労継続支援B型
	障害者歯科診療所	—	—	—		
障害者交流センター	身体障害者福祉センターA型	—	—	—	さいたま市浦和区大原 3-10-1	
あすなろ学園	障害福祉サービス事業所	—	—	50	北本市中丸 10-54-2	相談支援事業 生活介護 就労継続支援B型
合計		1,097	82	205		

令和7年度 埼玉県社会福祉事業団 事業計画

1 本部事務局

本部事務局は、理事会・評議員会の開催、法人全体の事業の進行管理、人事及び財務管理を適切に実施するとともに、各施設に対して適切な運営のための支援を行う。

(1) 理事会・評議員会の開催

理事会及び評議員会を定時及び臨時に開催し、法人運営に関する重要事項を審議、決定する。

ア 理事会

	時 期	主な内容
第1回	6月上旬	令和6年度事業報告及び決算
第2回	10～11月	令和7年度事業報告(半期)
第3回	3月下旬	令和8年度事業計画及び予算

イ 評議員会

	時 期	主な内容
第1回	6月下旬	令和6年度事業報告及び決算
第2回	3月下旬	令和8年度事業計画及び予算

(2) 事業の進行管理

ア 施設長会議の開催

毎月1回、施設長会議を開催し、各施設の利用状況や課題等を把握するとともに、計画的な事業の推進を図る。

イ 巡回指導の実施

各施設を定期的に巡回訪問し、事業の実施状況等を確認するとともに、改善策等を助言する。

ウ 指定管理業務の円滑な実施

県及び北本市の指定管理業務を円滑に実施するとともに、令和7年度をもって指定期間が満了する上里学園、嵐山郷、障害者交流センター、障害者歯科診療所(3か所)の指定の継続が得られるよう対応する。

エ 施設改修

自主経営施設の将来的なあり方を検討するとともに、長期保全の観点から定期的な改修や建て替え計画を策定する。

(3) 人事管理

ア 職員の確保

ターゲティング広報など戦略的な広報を展開するとともに、採用方法の多様化を進め、優秀な人材の確保に努める。

イ 職員の育成

研修内容の充実や自己啓発支援の取組を進め、高い倫理性と専門性を有する職員の育成を図るとともに、若手職員を対象とした研修の充実を図り離職防止に努める。

ウ 能力及び実績本位の人事管理

職員の意欲を引き出せるよう、能力及び実績に基づいた適正な人事管理を行う。

エ 職員の健康管理、福利厚生の実施

柔軟な働き方への取組やワークライフバランス、ハラスメント対策を進め働きやすい職場環境づくりに努める。

(4) 財務管理

ア 安定的な黒字経営

- (ア) 各施設の予算執行状況を毎月確認し、計画的な予算執行を図り、安定的な事業運営や自主財源の積極的な確保により、令和7年度の当期経常利益(決算)が令和6年度の当期経常利益(決算見込)を2,500万円上回るよう経営の改善に努める。
- (イ) 指定管理施設(障害者支援施設等)において、感染症等による施設利用抑制のリスク管理を徹底するとともに、短期入所の積極的な受入などにより、収益を確保し安定的な黒字経営を図る。(目標額:110万円以上)
- (ウ) 指定管理施設(障害者歯科診療所)において、障害児者の歯科治療や口腔衛生指導の積極的な実施により、収益を確保し安定的な黒字経営を図る。(目標額:105万円以上)
- (エ) 自主経営施設の利用率の向上や短期入所の積極的な受入により、施設の計画的な改築・改修に必要な施設整備積立金を確保する。(目標額:7,800万円以上)

イ コスト削減

- (ア) 物品の一括購入や業務委託等に関する一般競争入札の実施により、コスト削減を図る。
- (イ) 本部事務局や施設長が使用するパソコンを持ち運び可能なノートパソコンに切り替え、会議資料のペーパーレス化を図り、紙の使用枚数を前年度比10%以上減少させる。

ウ 監査の実施

本部事務局による内部監査の他、監事による監査、会計監査人による監査を実施し、財務業務の適正性を確保する。

(5) 施設支援

ア 施設サービスの向上

- (ア) 児童養護施設において入所児童の就職や進学支援の取組を効果的に進められるよう、地域の民間企業等との連携を広げるとともに支援マニュアルの改善を図る。
- (イ) 障害者支援施設において入所者の高齢化や障害の重度化が進む中で、今後の日中活動等のあり方を検討する。
- (ウ) 地域共生社会の実現に向け、各施設の機能を活用した取組を推進する。
- (エ) 各施設にWi-Fi環境下で利用者の睡眠時のモニタリングやデータ集約が可能な介護ロボットの導入を進め、利用者の安心安全の確保を図る。
- (オ) 各施設にAI議事録作成ツールの導入を計画的に進め、会議や打ち合わせの会議録作成に係る職員の業務負担の軽減を図る。

イ 利用者の権利擁護

利用者の権利擁護と虐待防止を徹底するため、全職員を対象としたセルフチェックを実施し、職員の意識強化を図るとともに、権利擁護及び職員倫理に関する研修会を実施する。

ウ 危機管理

各施設における事件・事故防止のため、感染症や災害等の発生を想定した予防措置及び訓練を実施する。

エ 積極的な情報発信

各施設の特色ある活動や先駆的な取組についてSNS・ホームページ等を活用し、積極的な情報発信を行う。

2 上里学園

(1) 基本方針

法令を遵守し、入所児童が安全で安らぎのある生活が送れるよう支援サービスを提供する。

- ア 児童一人ひとりの状況に応じた支援の充実
- イ 心の傷を癒す治療的養護の充実
- ウ 安心・安全な生活の保障
- エ 地域との交流・連携の充実

(2) 事業計画

ア 県の福祉を支えるセーフティネット

- (ア) 被虐待児童や中高生などの高齢児童、社会的養護を経験した児童、障害や疾病のある児童等、厚い支援を要する児童を積極的に受け入れ、必要な支援を講ずるとともに児童の自立に向けた取組を進める。
- (イ) 児童相談所との連携のもと、一時保護児童の受入れを進め、児童相談所の一時保護所機能を補する。
- (ウ) 家庭支援専門相談員を中心に、児童相談所との密接な連携により、親子の関係改善、家族の再統に向け保護者等の相談援助を実施する。
- (エ) 心理療法担当職員を配置し、児童に対し心理療法を実施することで、心理的な課題を改善し、情緒的な安心感・安全感の再構築をはかり、児童の自立に繋げていく。
- (オ) 児童からの意見聴取・表明の機会を保障し、一人ひとりに合わせた児童自立支援計画を策定し、児童相談所・学校・医療機関等の関係機関と連携し児童及び保護者に対して支援を行う。
- (カ) 児童・保護者アンケートや食事の嗜好調査を実施し、サービスの継続的な改善を図る。
- (キ) 児童会を定期的に開催し、児童が自ら生活づくりに主体的に関われるように支援する。
- (ク) 意見箱を設置し、児童や家族等からの要望や苦情に適切に対応していく。
- (ケ) 児童の権利擁護・虐待防止に関する研修を実施し、職員の意識啓発を推進するとともに、風通しの良い職場づくりに努める。
- (コ) 事件・事故・感染症等のリスクに対する予防措置及び訓練等を実施し、事業継続計画に基づき、緊急時に対応できる体制を整える。
- (サ) 小規模グループケア棟開設に伴い、児童一人ひとりの「暮らし」を大切にされた支援を推進していく。

イ 地域との共生

- (ア) 関係機関等と連携し、里親支援専門相談員を中心に里親制度の普及啓発活動や里親委託を推進するとともに、レスパイトやショートステイなど里親支援、地域における子育て支援を実施していく。
- (イ) 業務継続計画の見直し・防災訓練の実施・備蓄品の整備等の災害対応体制を整えるとともに、災時には地域との防災協定に基づき相互支援を行う。
- (ウ) 施設行事での交流や地域行事への参加等により、児童が地域の一員として生活できるよう交流を深める。
- (エ) 地域スポーツ少年団へスタッフを派遣し、スポーツ指導を通じて、地域児童の健全育成に貢献する。
- (オ) 施設機能の開放や職員の専門性を活かした取組により、地域における公益的な取組を推進する。

ウ 先駆的取組の推進

- (ア) 基礎学力を向上させるため、大学等と連携した学習ボランティアによる指導や通塾等の支援を行うとともに、大学、専門学校等への進学を希望する児童に対して支援の充実を図る。
- (イ) 地域の関係団体や企業等と連携し、会社見学や職場体験、アルバイト等による社会・就労体験事業を行う。
- (ウ) 地域の経営者等による児童自立サポーターズの協力により就職・進学を支援する。
- (エ) 自立支援担当職員を中心に退所児童を対象としたアフターケアを組織的に実施し、退所後5年間は定期的に状況を確認する。
- (オ) 将来の自活に向け、バランスよく食べるための学習や調理実習等の食に関する教育を行う。
- (カ) 家族宿舎等を活用し、高校生を対象とした自活訓練を行う。
- (キ) DX推進計画に基づき、支援内容の充実及び業務の効率化に努める。

エ 人材の確保育成

- (ア) 専門職としての知識・支援技術の向上を図るため、OJTの推進及び施設内研修の充実を図る。
- (イ) 食育プログラム研修、性教育に係る研修を実施する。
- (ウ) 大学等の外部関係機関との連携による事例検討会を実施する。
- (エ) 外部研修やWeb配信での研修に積極的に職員を参加させ、研修内容について職員全体で共有していく。
- (オ) 職員個々の自己啓発意欲を助長し、職員の専門性を向上させるため、資格取得に対する支援を行う。
- (カ) ボランティア・実習生等を積極的に受け入れ、福祉に対する理解の促進や将来の人材育成に繋がるよう努める。

オ 安定的な経営基盤と透明性の確保

- (ア) 県立施設として支援の充実を図るとともに、効率的な運営によるコスト削減に努める。
- (イ) 児童の安全を確保し、厨房等改修工事を実施及び、計画的な施設・設備の保守点検と適正な維持管理を行う。
- (ウ) SNS・ホームページの充実を図り、施設紹介や職員・ボランティアの募集等を積極的に行っていく。
- (エ) 広報誌「風の子」及び児童の作品を基にした「あかりのカレンダー」を発行し、積極的な情報発信を行う。
- (オ) 支援の質の向上を図るため、第三者評価を実施し、結果を公開する。
- (カ) 指定管理の次期指定に向け適切に対応する。

3 おお里

(1) 基本方針

法令を遵守し、入所児童が安全で安らぎのある生活が送れるよう支援サービスを提供する。

- ア 児童一人ひとりの状況に応じた支援の充実
- イ 心の傷を癒す治療的養護の充実
- ウ 安心・安全な生活の保障
- エ 地域との交流・連携の充実

(2) 事業計画

ア 県の福祉を支えるセーフティネット

- (ア) 被虐待児童や中高生などの高齢児童、社会的養護を経験した児童、障害や疾病のある児童等、手厚い支援を要する児童を積極的に受け入れ、必要な支援を講ずるとともに児童の自立に向けた取組を進める。
- (イ) 児童相談所との連携のもと、一時保護児童の受け入れを進め、児童相談所の一時保護所機能を補完する。
- (ウ) 家庭支援専門相談員を中心に、児童相談所との密接な連携により、親子の関係改善、家族の再統合に向け保護者等の相談援助を実施する。
- (エ) 心理療法担当職員を配置し、児童に対し心理療法を実施することで、心理的困難を改善し、安心感・安全感の再形成等を図り、児童の自立を支援する。
- (オ) 児童からの意見聴取・表明の機会を保障し、児童一人ひとりに合わせた児童自立支援計画を策定し、児童相談所・学校・医療機関等関係機関と連携して 児童及び保護者に対して支援を行う。
- (カ) 児童・保護者アンケートや食事の嗜好調査を実施し、サービスの継続的な改善を図る。
- (キ) 児童会を定期的に開催し、児童が自ら生活づくりに主体的に関われるように支援する。
- (ク) 意見箱を設置し、児童や家族等からの要望や苦情に適切に対応していく。
- (ケ) 児童の権利擁護・虐待防止に関する研修を実施し、職員の意識啓発を推進するとともに、風通しの良い職場づくりに努める。
- (コ) 事件・事故・感染症等のリスクに対する予防措置及び訓練等を実施し、事業継続計画に基づき、緊急時に対応できる体制を整える。

イ 地域との共生

- (ア) 関係機関等と連携し、里親支援専門相談員を中心に里親制度の普及啓発活動や里親委託を推進するとともに、レスパイトやショートステイなど里親支援、地域における子育て支援を実施していく。
- (イ) 事業継続計画や水防法に基づく避難確保計画の見直し・防災訓練の実施・備蓄品の整備等の災害対応体制を整えるとともに、災害時には地域との防災協定に基づき相互支援を行う。
- (ウ) 施設行事での交流や地域行事への参加等により、児童が地域の一員として生活できるよう交流を深める。
- (エ) 施設機能の開放や職員の専門性を活かした取組により、地域における公益的な取組を推進する。

ウ 先駆的取組の推進

- (ア) 基礎学力を向上させるため、大学等と連携した学習ボランティアによる指導や通塾等の支援を行うとともに、大学、専門学校等への進学を希望する児童に対して支援の充実を図る。
- (イ) 地域の関係団体や企業等と連携し、会社見学や職場体験、アルバイト等による社会・就労体験事業を行う。
- (ウ) 地域の経営者等による児童自立サポーターズの協力により就職・進学を支援する。
- (エ) 自立支援担当職員を中心に退所児童を対象としたアフターケアを組織的に実施し、退所後5年間は定期的な状況を確認する。
- (オ) 食育の実践や生活ユニットでの調理を通して心身の健康な成長を促し将来の自活に備える。
- (カ) 親子訓練棟を活用し、高校生を対象とした自活訓練を行う。
- (キ) DX 推進計画に基づき、支援内容の充実及び業務の効率化に努める。

エ 人材の確保育成

- (ア) 専門職としての知識・支援技術の向上を図るため、OJTの推進及び施設内研修の充実を図る。
- (イ) 食育プログラム研修、性教育に係る研修を実施する。
- (ウ) 大学等との連携により、県立児童養護施設を含めた他施設との合同研修会を実施する。
- (エ) 心理士等との情報共有や研修会、事例検討等を実施し、支援技術の向上を図る。
- (オ) 外部研修やWeb 配信での研修に積極的に職員を参加させ、研修内容について職員全体で共有していく。
- (カ) 職員個々の自己啓発意欲を助長し、職員の専門性を向上させるため、資格取得に対する支援を行う。
- (キ) ボランティア・実習生等を積極的に受け入れ、福祉に対する理解の促進や将来の人材育成に繋がるよう努める。

オ 安定的な経営基盤と透明性の確保

- (ア) 県立施設として支援の充実を図るとともに、効率的な運営によるコスト削減に努める。
- (イ) 計画的に施設・設備の保守点検等を実施し、児童の安全を確保し、適正な維持管理を行う。
- (ウ) SNS・ホームページの充実を図り、施設紹介や職員・ボランティアの募集等を積極的に行っていく。
- (エ) 支援の質の向上を図るため、第三者評価を実施し、結果を公開する。

4 いわつき

(1) 基本方針

法令を遵守し、入所児童が安全で安らぎのある生活が送れるよう支援サービスを提供する。

- ア 児童一人ひとりの状況に応じた支援の充実
- イ 心の傷を癒す治療的養護の充実
- ウ 安心・安全な生活の保障
- エ 地域との交流・連携の充実

(2) 事業計画

ア 県の福祉を支えるセーフティネット

- (ア) 被虐待児童や中高生などの高齢児童、社会的養護を経験した児童、障害や疾病のある児童等、手厚い支援を要する児童を積極的に受け入れ、必要な支援を講ずるとともに児童の自立に向けた取組を進める。
- (イ) 児童相談所との連携のもと、一時保護児童の受入れを進め、児童相談所の一時保護所機能を補完する。
- (ウ) 家庭支援専門相談員を中心に、児童相談所との密接な連携により、親子の関係改善、家族の再統合に向け保護者等の相談援助を実施する。
- (エ) 心理療法担当職員を配置し、児童に対し心理療法を実施することで、心理的困難を改善し、安心感・安全感の再形成等を図ることにより、児童の自立を支援する。
- (オ) 児童からの意見聴取・表明の機会を保障し、一人ひとりに合わせた児童自立支援計画を策定し、児童相談所・学校・医療機関等関係機関と連携して児童及び保護者に対して支援を行う。
- (カ) 児童・保護者アンケートや食事の嗜好調査を実施し、サービスの継続的な改善を図る。
- (キ) 児童会を定期的に開催し、児童が自ら生活づくりに主体的に関われるように支援する。
- (ク) 意見箱を設置し、児童や家族等からの要望や苦情に適切に対応していく。
- (ケ) 児童の権利擁護・虐待防止に関する研修を実施し、職員の意識啓発を推進するとともに、風通しの良い職場づくりに努める。
- (コ) 事件・事故・感染症等のリスクに対する予防措置及び訓練等を実施し、事業継続計画に基づき、緊急時に対応できる体制を整える。

イ 地域との共生

- (ア) 関係機関等と連携し、里親支援専門相談員を中心に里親制度の普及啓発や里親委託を推進するとともに、レスパイトやショートステイなど里親支援、地域における子育て支援を実施していく。
- (イ) 事業継続計画や水防法に基づく避難確保計画の見直し・防災訓練の実施・備蓄品の整備等の災害対応体制を整えるとともに、災害時には地域との防災協定に基づき相互支援を行う。
- (ウ) 施設行事での交流や地域行事への参加等により、児童が地域の一員として生活できるよう交流を深める。
- (エ) 施設機能の開放や職員の専門性を活かした取組により、地域における公益的な取組を推進する。

ウ 先駆的取組の推進

- (ア) 基礎学力を向上させるため、民間学習塾やボランティア等と連携した学習指導、通塾等の支援を行うとともに、大学、専門学校等への進学を希望する児童に対して支援の充実を図る。
- (イ) 地域の関係団体や企業等と連携し、会社見学や職場体験、アルバイト等による社会・就労体験事業を行う。
- (ウ) 地域の経営者等による児童自立サポーターズの協力により就職・進学を支援する。
- (エ) 自立支援担当職員を中心に退所児童を対象としたアフターケアを組織的に実施し、退所後5年間は定期的に状況を確認する。
- (オ) 職員と助産師等の連携による性教育を実施し、幼児から高校生までの年齢に応じた正しい性の知識や自分と相手を大切にす気持ちに身につくよう支援する。
- (カ) 将来の自立に向け、バランスよく食べるための学習や調理実習等の食に関する教育を行うとともに、高校生を対象に親子訓練室を活用した自活体験を行う。
- (キ) DX推進計画に基づき、ICT・IOTの導入を推進し、支援内容の充実及び業務の効率化に努める。

エ 人材の確保育成

- (ア) 専門職としての知識・支援技術の向上を図るため、OJTの推進及び施設内研修の充実を図る。
- (イ) 食育プログラム研修、性教育に係る研修、里親に係る研修を実施する。
- (ウ) 精神保健の専門医等を助言者とした事例検討会や、県内の児童養護施設を含めた他施設との情報交換会・合同研修会等を実施する。
- (エ) 外部研修やWeb配信での研修に積極的に職員を参加させ、研修内容について職員全体で共有していく。
- (オ) 職員個々の自己啓発意欲を助長し、職員の専門性を向上させるため、資格取得に対する支援を行う。
- (カ) ボランティアや実習生等を積極的に受け入れ、福祉に対する理解の促進や将来の人材育成に繋がるよう努める。

オ 安定的な経営基盤と透明性の確保

- (ア) 県立施設及び自主経営施設として支援の充実を図るとともに、効率的な運営によるコスト削減に努める。
- (イ) 計画的に施設・設備の保守点検等を実施し、児童の安全を確保し、適正な維持管理を行う。
- (ウ) SNS・ホームページの充実を図り、施設紹介や職員・ボランティアの募集等を積極的に行っていく。
- (エ) 支援の質の向上を図るため、第三者評価、サービス自己評価を実施し、結果を公開する。

5 花園

(1) 基本方針

- 法令を遵守し、利用者が安全で安心した生活が送れるよう支援サービスを提供する。
- ア 利用者の特性に応じた支援の充実
- イ 強度行動障害等重度障害者の受入れ
- ウ 在宅支援事業の実施と利用者の社会参加の促進

(2) 事業計画

ア 県の福祉を支えるセーフティネット

- (ア) 利用者の高齢化に伴う機能低下や障害の重度化を踏まえ、健康管理や安全管理に配慮し、健康的な暮らしを支援する。
- (イ) 利用者との関わりや、家族等との定期的な連絡会、意見箱の設置等を通じて、利用者のニーズや施設に対する要望や苦情に適切に対応していく。
- (ウ) 利用者の意向を踏まえた「個別支援計画」を策定して、特性に応じた適切な支援を行う。
- (エ) 利用者満足度調査や食事の嗜好調査を実施し、サービスの継続的な改善を図る。
- (オ) 各寮にて利用者の会を毎週開催し、施設運営に利用者の意見を取り入れる。
- (カ) 利用者の権利擁護・虐待防止を徹底するため、虐待防止委員会を設置し、職員に対する意識啓発を図るとともに、風通しの良い職場環境づくりを推進する。
- (キ) 事件・事故・感染症等のリスクに対する予防措置及び訓練等を実施し、緊急時に対応できる体制を整える。

イ 地域との共生

- (ア) 近隣自治体等との連携を図り、在宅障害児者の短期入所・日中一時支援を積極的に受け入れる。
- (イ) 利用者の希望や個々の特性を生かした活動を計画し、日中活動の充実を図る。
- (ウ) 外部資源を積極的に活用し、利用者の余暇活動や創作活動の充実を図る。
- (エ) 木工製品等の生産活動や販売、作品展を通じて利用者の社会参加の機会を促進する。
- (オ) 事業継続計画の見直し・防災訓練の実施・備蓄品の整備等の災害対応体制を整えるとともに、災害時には地域との防災協定に基づき相互支援を行う。また、地域と連携し福祉避難所設置訓練を実施する。
- (カ) 施設行事での交流や地域行事への参加、地域連携推進会議の開催等により、地域との交流を深める。
- (キ) 施設機能の開放や職員の専門性を活かした取組により、地域における公益的な取組を推進する。

ウ 先駆的取組の推進

- (ア) グループホーム等を活用し、地域生活を希望する利用者のニーズに応えられるようにする。
- (イ) 強度行動障害者に対して、生活環境を整え、不適応行動の軽減を図る。
- (ウ) 利用者の高齢化等に対応するため、日中活動の内容の再構築を図る。
- (エ) 利用者の健康管理をより充実させるため、医療と栄養の連携を進める。
- (オ) DX 推進計画に基づき、支援内容の充実及び業務の効率化に努める。
- (カ) 専門職(歯科医師、理学療法士等)を活用し、利用者のニーズに応じた適切な支援の提供に努める。

エ 人材の確保育成

- (ア) 専門職としての知識・支援技術の向上を図るため、OJTの推進及び施設内研修の充実を図る。
- (イ) 外部研修や Web 配信での研修に積極的に職員を参加させ、研修内容について職員全体で共有していく。
- (ウ) 職員個々の自己啓発意欲を助長し、職員の専門性を向上させるため、資格取得に対する支援を行う。
- (エ) ボランティアや実習生等を積極的に受け入れ、福祉に対する理解の促進や将来の人材育成に繋がるよう努める。
- (オ) 職員のメンタルヘルスケアとして、外部カウンセラーによる個別面談を実施し、働きやすい職場づくりに努める。

オ 安定的な経営基盤と透明性の確保

- (ア) 適切なサービス提供と説明責任を果たし、計画的な財源確保を推進し経営基盤の安定・強化を図る。
- (イ) 計画的に施設・設備の保守点検や補修等を実施し、利用者の安全を確保し、適正な維持管理を行う。
- (ウ) 増築棟の活用及び女子居住棟の老朽化に伴う改修工事を実施する。
- (エ) 常にコスト意識を持つとともに、職員からの意見・提案による業務の効率化を図る。
- (オ) SNS・ホームページの充実を図り、施設紹介や職員・ボランティアの募集、オンライン作品展等を積極的に行っていく。
- (カ) 季刊誌「はなぞの」を発行し、利用者、家族などに対して積極的な情報発信を行う。
- (キ) 支援の質の向上を図るため、サービス自己評価を実施し、結果を公開する。
- (ク) グループホームの老朽化に伴う建替工事の設計を実施する。

6 あげお

(1) 基本方針

法令を遵守し、利用者が安全で安心した生活が送れるよう支援サービスを提供する。

- ア 利用者の特性に応じた支援の充実
- イ 強度行動障害等重度障害者の受入れ
- ウ 在宅支援事業の実施と利用者の社会参加の促進
- エ 権利擁護の推進

(2) 事業計画

ア 県の福祉を支えるセーフティネット

- (ア) 利用者の高齢化に伴う機能低下や障害の重度化を踏まえ、健康管理や安全管理に配慮し、健康的な暮らしを支援する。
- (イ) 利用者との関わりや、家族等との定期的な連絡などを通じて、利用者のニーズや施設に対する要望や苦情に適切に対応していく。
- (ウ) 利用者の意向を踏まえた「個別支援計画」を策定して、特性に応じた適切な支援を行う。
- (エ) 利用者満足度調査や食事の嗜好調査を実施し、サービスの継続的な改善を図る。
- (オ) 利用者参加の生活委員会を定期的に開催し、施設運営に利用者の意見を取り入れる。
- (カ) 利用者の権利擁護・虐待防止を徹底するため、虐待防止委員会を開催し、職員に対する意識啓発を図るとともに、風通しの良い職場環境づくりを推進する。
- (キ) 危機管理委員会において、事件・事故・感染症等のリスクに対する予防措置及び訓練等を実施し、事業継続計画に基づき、緊急時に対応できる体制を整える。

イ 地域との共生

- (ア) 近隣自治体等との連携を図り、在宅障害児者の短期入所・日中一時支援を積極的に受け入れる。
- (イ) 相談支援事業、埼玉県障害児等療育支援事業及び子どもの発達支援巡回事業を実施する。
- (ウ) 在宅障害者の緊急時の受入れ体制を整え、上尾・桶川・伊奈基幹相談支援センターと連携を図る。
- (エ) 高齢の方や強度行動障害をもつ方も意欲的に参加できるよう日中活動のプログラムを充実させる。
- (オ) 作品展・展示販売会を開催し、利用者の創作活動等を通じた社会参加の機会を促進する。
- (カ) 事業継続計画の見直し・防災訓練の実施・備蓄品の整備等の災害対応体制を整えるとともに、災害時には地域との防災協定に基づき相互支援を行う。また、引き続き地域と連携し福祉避難所設置訓練を実施する。
- (キ) 施設行事での交流や地域行事への参加、地域連携推進会議の開催等により、地域との交流を深める。
- (ク) 施設機能の開放や職員の専門性を活かした取組により、地域における公益的な取組を推進する。

ウ 先駆的取組の推進

- (ア) 強度行動障害者に対して、生活環境を整え、不適応行動の軽減を図る。
- (イ) 栄養ケアマネジメントを実施し、食事面から利用者の健康及び生活支援の向上に努めていく。
- (ウ) DX 推進計画に基づき、支援内容の充実及び業務の効率化に努める。
- (エ) 専門職(公認心理師・言語聴覚士・理学療法士等)を活用して、身体機能の維持とともに、障害特性に基づく多様なニーズに応じた適切な支援の提供に努める。

エ 人材の確保育成

- (ア) 専門職としての知識・支援技術の向上を推進し、OJTの推進及び施設内研修の充実を図る。
- (イ) 外部研修やWeb 配信での研修に積極的に職員を参加させ、研修内容について職員全体で共有していく。
- (ウ) 職員個々の自己啓発意欲を助長し、職員の専門性を向上させるため、資格取得に対する支援を行う。
- (エ) ボランティアや実習生等を積極的に受け入れ、福祉に対する理解の促進や将来の人材育成に繋がるよう努める。

オ 安定的な経営基盤と透明性の確保

- (ア) 適切なサービス提供と説明責任を果たし、計画的な財源確保を推進し経営基盤の安定・強化を図る。
- (イ) 計画的に施設・設備の保守点検や補修等を実施し、利用者の安全を確保し、適正な維持管理を行う。
- (ウ) 常にコスト意識を持つとともに、職員からの意見・提案による業務の効率化を図る。
- (エ) SNS・ホームページの充実を図り、施設紹介や職員・ボランティアの募集、生製品の案内等を積極的に行っていく。
- (オ) 広報誌「あげおだより」を毎月発行し、利用者、家族などに対して積極的な情報発信を行う。
- (カ) 支援の質の向上を図るため、サービス自己評価を実施し、結果を公開する。

7 嵐山郷

(1) 基本方針

法令を遵守し、利用者が安全で安心した生活が送れるよう支援サービスを提供する。

- ア 強度行動障害等、利用者の特性に応じた支援の充実
- イ 権利擁護の推進
- ウ 在宅支援事業の実施と利用者の社会参加の促進
- エ 民間施設等への支援と福祉人材の育成

(2) 事業計画

ア 県の福祉を支えるセーフティネット

- (ア) 他の民間法人では対応が難しい強度行動障害や重度障害のある利用者、医療的ケアの必要な利用者等を関係機関の連携のもとに積極的に受け入れ、必要な支援を行うとともに、社会活動に参加するなど自立に向けた取組を進める。
- (イ) 児童相談所と連携のもと、障害児の入所、一時保護を受け入れ、必要な支援を行うとともに、自立に向けた取組を進める。
- (ウ) 利用者の高齢化に伴う機能低下や障害の重度化を踏まえ、健康管理や安全管理に配慮し、健康的な暮らしを支援する。
- (エ) 利用者との関わりや、家族等との定期的な連絡、意見箱の設置等を通じて、利用者のニーズや施設に対する要望や苦情に適切に対応していく。
- (オ) 利用者の意向を踏まえたアセスメントと個別支援計画を策定し、意思決定支援・特性に応じた適切な支援を行う。
- (カ) 利用者満足度調査や食事の嗜好調査を実施し、サービスの継続的な改善を図る。
- (キ) 利用者の権利擁護・虐待防止を徹底するため、権利擁護委員会を設置・開催し、職員に対する意識啓発を図るとともに、風通しの良い職場環境づくりを推進する。
- (ク) 事件・事故・感染症等のリスクに対する予防措置及び訓練等を実施し、事業継続計画に基づき、緊急時に対応できる体制を整える。

イ 地域との共生

- (ア) 近隣自治体等との連携を図り、在宅障害児者の短期入所・日中一時支援を積極的に受け入れる。
- (イ) 障害者歯科診療の適切な管理・運営に努めるとともに、近隣福祉施設への訪問診療を実施する。
- (ウ) 相談支援事業、埼玉県障害児等療育支援事業の療育拠点施設事業を実施する。
- (エ) 強度行動障害支援にかかる広域的支援人材による地域の事業所等に対する集中的支援を進めていく。
- (オ) 利用者の希望や個々の特性を生かした日中活動の充実や社会参加を促進する取組を進めていく。
- (カ) 子ども一人ひとりの健やかな成長を促すとともに保護者を支援し、地域から求められる保育所を運営する。
- (キ) 事業継続計画の見直し・防災訓練の実施・備蓄品の整備等の災害対応体制を整えるとともに、災害時には地域との防災協定に基づき相互支援を行う。また、地域と連携し福祉避難所設置訓練の実施に向け体制整備を図る。
- (ク) 施設行事での交流や地域行事への参加や地域の学校との連携、地域連携推進会議の開催等により、地域との交流を深める。
- (ケ) 施設機能の開放や職員の専門性を活かし、地域における公益的な取組を推進する。

ウ 先駆的取組の推進

- (ア) 中核的人材を配置し、強度行動障害者に対して、生活環境を整え、不適応行動の軽減を図る。
- (イ) 利用者の高齢化や障害の重度化に伴う機能低下等に適切に対応し、一人ひとりの心身の状況や障害特性に応じたきめ細かな支援を行う。
- (ウ) 県内の福祉施設職員等を対象とした摂食嚥下リハビリテーション研修会や強度行動障害支援者養成研修の実施などにより、県内の福祉サービスの質的向上に貢献する。
- (エ) DX推進計画に基づき、支援内容の充実及び業務の効率化に努める。

エ 人材の確保育成

- (ア) 専門職としての知識・支援技術の向上を図るため、QJTの推進及び施設内研修の充実を図る。
- (イ) 外部研修やWeb配信での研修に積極的に職員を参加させ、研修内容について職員全体で共有していく。
- (ウ) 職員個々の自己啓発意欲を助長し、職員の専門性を向上させるため、資格取得に対する支援を行う。
- (エ) ボランティアや実習生等を積極的に受け入れ、福祉に対する理解の促進や将来の人材育成に繋がるよう努める。

オ 安定的な経営基盤と透明性の確保

- (ア) 県立施設として支援の充実を図るとともに、経営を安定させ、効率的な運営によるコスト削減に努める。
- (イ) 計画的に施設・設備の保守点検等を実施し、利用者の安全を確保し、適正な維持管理を行う。
- (ウ) SNS・ホームページの充実を図り、施設紹介や職員・ボランティアの募集、生產品の案内等を積極的に行っていく。
- (エ) 各寮で「寮だより」を発行し、利用者、家族などに対して積極的な情報発信を行う。
- (オ) 支援の質の向上を図るため、サービス自己評価を実施し、結果を公開する。
- (カ) 指定管理の次期指定に向け適切に対応する。

8 皆光園

(1) 基本方針

法令を遵守し、利用者が安全で安心した生活が送れるよう支援サービスを提供する。

- ア 利用者の特性に応じた支援の充実
- イ 身体機能の維持・向上
- ウ 在宅支援事業の実施と利用者の社会参加の促進

(2) 事業計画

ア 県の福祉を支えるセーフティネット

- (ア) 利用者の高齢化に伴う機能低下や障害の重度化を踏まえ、健康管理や安全管理に配慮し、健康的な暮らしを支援する。
- (イ) 利用者との関わりや、家族等への定期的な連絡、意見箱の設置等を通じて、利用者のニーズや施設に対する要望や苦情に適切に対応していく。
- (ウ) 利用者の意向を踏まえた「個別支援計画」を策定して、特性に応じた適切な支援を行う。
- (エ) 利用者満足度調査や食事の嗜好調査を実施し、サービスの継続的な改善を図る。
- (オ) 利用者参加の生活委員会を開催し、施設運営に利用者の意見を取り入れる。
- (カ) 利用者の権利擁護・虐待防止を徹底するため、虐待防止委員会等を設置し、職員に対する意識啓発を図るとともに風通しの良い職場づくりに努める。
- (キ) 事件・事故・感染症等のリスクに対する予防措置及び訓練等を実施し、事業継続計画に基づき、緊急時に対応できる体制を整える。

イ 地域との共生

- (ア) 近隣自治体等との連携を図り、在宅障害者の短期入所を積極的に受け入れる。
- (イ) 障害者歯科診療所の適切な管理・運営に努める。
- (ウ) 在宅障害者を対象に通所の生活介護及びデイサービス事業を実施する。
- (エ) 聴能訓練事業の児童福祉法に基づく児童発達支援センターへの移行を進め、適切な運営に努めるとともに、埼玉県聴覚障害児支援センター事業を実施する。
- (オ) 事業継続計画の見直し・防災訓練の実施・備蓄品の整備等の災害対応体制を整えるとともに、災害時には地域との防災協定に基づき相互支援を行う。また、地域と連携し福祉避難所設置訓練の実施に向け体制整備を図る。
- (カ) 施設行事での交流や地域行事への参加、地域連携推進会議の開催等により、地域との交流を深める。
- (キ) 深谷市教育委員会の実施する中学生の職場体験事業等を積極的に受け入れ、地域活動に貢献する。
- (ク) 施設機能の開放や職員の専門性を活かした取組により、地域における公益的な取組を推進する。

ウ 先駆的取組の推進

- (ア) 機能訓練や足浴による健康支援と日中活動を充実させ、利用者の身体機能の維持・向上や生活に潤いを持たせるなど、生活の質を向上させる。
- (イ) 栄養ケアマネジメントを実施し、食事面から利用者の健康及び生活支援の向上に努めていく。
- (ウ) DX 推進計画に基づき、支援内容の充実及び業務の効率化に努める。

エ 人材の確保育成

- (ア) 専門職としての知識・支援技術の向上を図るため、OJTの推進及び施設内研修の充実を図る。
- (イ) 外部研修やWeb 配信での研修に積極的に職員を参加させ、研修内容について職員全体で共有していく。
- (ウ) 職員個々の自己啓発意欲を助長し、職員の専門性を向上させるため、資格取得に対する支援を行う。
- (エ) ボランティアや実習生等を積極的に受け入れ、福祉に対する理解の促進や将来の人材育成に繋がるよう努める。

オ 安定的な経営基盤と透明性の確保

- (ア) 適切なサービス提供と説明責任を果たし、計画的な財源確保を推進し経営基盤の安定・強化を図る。
- (イ) 計画的に施設・設備の保守点検や補修等を実施し、利用者の安全を確保し、適正な維持管理を行う。
- (ウ) 関係機関との調整を図り、「皆光園」の改築計画に沿って取組を進めていく。
- (エ) 常にコスト意識を持つとともに、職員からの意見・提案による業務の効率化を図る。
- (オ) SNS・ホームページの充実を図り、施設紹介や職員・ボランティアの募集等情報発信を積極的に行う。
- (カ) 支援の質の向上を図るため、サービス自己評価を実施し、結果を公開する。

9 そうか光生園

(1) 基本方針

法令を遵守し、利用者が安全で安心した生活が送れるよう支援サービスを提供する。

- ア 利用者の特性に応じた支援の充実
- イ 身体機能の維持・向上
- ウ 在宅支援事業の実施と利用者の社会参加の促進

(2) 事業計画

ア 県の福祉を支えるセーフティネット

- (ア) 利用者の高齢化に伴う機能低下や障害の重度化を踏まえ、健康管理や安全管理に配慮し、健康的な暮らしを支援する。
- (イ) 利用者との関わりや、家族等との定期的な連絡会、意見箱の設置等を通じて、利用者のニーズや施設に対する要望や苦情に適切に対応していく。
- (ウ) 利用者の意向を踏まえた「個別支援計画」を策定して、特性に応じた適切な支援を行う。
- (エ) 利用者満足度調査や食事の嗜好調査を実施し、サービスの継続的な改善を図る。
- (オ) 利用者参加の委員会を開催し、施設運営に利用者の意見を取り入れる。
- (カ) 利用者の権利擁護・虐待防止を徹底するため、虐待防止委員会を設置し、職員に対する意識啓発を図るとともに、風通しの良い職場環境づくりを推進する。
- (キ) 事件・事故・感染症等のリスクに対する予防措置及び訓練等を実施し、緊急時に対応できる体制を整える。

イ 地域との共生

- (ア) 近隣自治体等との連携を図り、在宅障害者の短期入所を積極的に受け入れる。
- (イ) 障害者歯科診療所の適切な管理・運営に努める。
- (ウ) 相談支援事業、埼玉県障害児等療育支援事業及び子どもの発達支援巡回事業を実施する。
- (エ) 在宅障害者を対象に地域活動支援センター事業を実施する。
- (オ) 聴能訓練事業の児童福祉法に基づく児童発達支援センターへの移行を進め、適切な運営に努めるとともに、埼玉県聴覚障害児支援センター事業を実施する。
- (カ) 事業継続計画の見直し・防災訓練の実施・備蓄品の整備等、災害対応体制を整えるとともに、地域との防災協定に基づき相互支援を行う。また、地域と連携した福祉避難所設置訓練の実施に向け、体制整備を図る。
- (キ) 施設行事での交流や地域行事への参加、地域連携推進会議の開催等により、地域との交流を深める。
- (ク) 高校生に対する福祉の総合学習や中学生の職場体験を積極的に受け入れ、地域活動に貢献する。
- (ケ) 施設機能の開放や職員の専門性を活かした取組により、地域における公益的な取組を推進する。

ウ 先駆的取組の推進

- (ア) 機能訓練やクラブ活動、外出行事や各種余暇支援等の日中活動を充実させ、また利用者に対する健康に関する研修等を実施し、利用者の生活の質および身体機能の維持・向上を図る。
- (イ) 利用者の高齢化や障害の重度化に伴う機能低下等に適切に対応し、一人ひとりの心身の状況や障害特性に応じたきめ細かな支援を行う。
- (ウ) DX 推進計画に基づき、支援内容の充実及び業務の効率化に努める。

エ 人材の確保育成

- (ア) 専門職としての知識・支援技術の向上を図るため、OJTの推進及び施設内研修の充実を図る。
- (イ) 近隣の福祉施設や防災協定先等の地域関係機関との合同研修会を実施する。
- (ウ) 外部研修やWeb 配信での研修に職員を積極的に参加させ、研修内容について職員全体で共有していく。
- (エ) 職員個々の自己啓発意欲を助長し、職員の専門性を向上させるため、資格取得に対する支援を行う。
- (オ) ボランティアや実習生等を積極的に受け入れ、福祉への理解の促進や将来の人材育成に繋がるよう努める。
- (カ) ホームページ等を活用し、施設や行事の紹介を行い、職員・ボランティア等人材確保を積極的に行っていく。

オ 安定的な経営基盤と透明性の確保

- (ア) 適切なサービス提供と説明責任を果たし、計画的な財源確保を推進し経営基盤の安定・強化を図る。
- (イ) 計画的に施設・設備の保守点検や補修等を実施し、利用者の安全を確保し、適正な維持管理を行う。
- (ウ) 常にコスト意識を持つとともに、職員からの意見・提案による業務の効率化を図る。
- (エ) 支援の質の向上を図るため、サービス自己評価を実施し、結果を公開する。
- (オ) SNS・ホームページ・電子メールを活用し、利用者、家族、地域などに対して積極的な情報発信を行い、施設の社会的信頼の構築に努めていく。

10 あさか向陽園

(1) 基本方針

法令を遵守し、利用者が安全で安心した生活が送れるよう支援サービスを提供する。

- ア 利用者の特性に応じた支援の充実
- イ 生産活動等による日中活動の充実と就労支援
- ウ 在宅支援事業の実施と利用者の社会参加の促進
- エ 中長期の施設整備計画の策定

(2) 事業計画

ア 県の福祉を支えるセーフティネット

- (ア) 利用者の高齢化に伴う機能低下や障害の重度化を踏まえ、健康管理や安全管理に配慮し、健康的な暮らしを支援する。
- (イ) 利用者との関わりや定期的な話し合い、家族等との連絡会、意見箱の設置等を通じて、利用者のニーズや施設に対する要望や苦情に適切に対応していく。
- (ウ) 利用者の意向を踏まえた「個別支援計画」を策定して、特性に応じた適切な支援を行う。
- (エ) 利用者満足度調査や食事の嗜好調査を実施し、サービスの継続的な改善を図る。
- (オ) 利用者参加の会議や委員会等を開催し、施設運営に利用者の意見を取り入れる。
- (カ) 利用者の権利擁護・虐待防止を徹底するため、虐待防止委員会を設置し、職員に対する意識啓発を図るとともに、風通しの良い職場環境づくりを推進する。
- (キ) 事件・事故・感染症等のリスクに対する予防措置及び訓練等を実施し、緊急時に対応できる体制を整える。

イ 地域との共生

- (ア) 近隣自治体等との連携を図り、在宅障害者の短期入所や体験利用等を積極的に受け入れる。
- (イ) 障害者歯科診療所の適切な管理・運営に努める。
- (ウ) 利用者の希望や個々の特性を生かした活動を計画し、日中活動の充実を図る。
- (エ) 地元企業等との連携により生産活動等を実施し、利用者の社会参加の機会を促進する。
- (オ) 事業継続計画の見直し・防災訓練の実施・備蓄品の整備等の災害対応体制を整えるとともに、災害時には地域との防災協定に基づき相互支援を行う。また、地域と連携し福祉避難所設置訓練を実施する。
- (カ) 施設行事での交流や地域行事への参加、地域連携推進会議の開催等により、地域との交流を深める。
- (キ) 中学生の職場体験や教員研修等を積極的に受入れ、地域活動に貢献する。
- (ク) 施設機能の開放や職員の専門性を活かした取組により、地域における公益的な取組を推進する。

ウ 先駆的取組の推進

- (ア) レクリエーションや余暇支援、健康や栄養に関する研修会の実施など、日中活動の幅を広げることで、利用者の身体機能の維持・向上と健康増進を図る。
- (イ) 就労継続支援B型の平均工賃を向上させ、利用者の就労意欲や達成感を高める。
- (ウ) 在宅障害者の送迎支援を実施し、施設利用者の利便性向上と地域ニーズに応える体制を整備する。
- (エ) DX 推進計画に基づき、支援内容の充実及び業務の効率化に努める。

エ 人材の確保育成

- (ア) 専門職としての知識・支援技術の向上を図るため、OJTの推進及び施設内研修の充実を図る。
- (イ) 近隣の福祉施設や防災協定先等の地域関係機関との合同研修会を実施する。
- (ウ) 外部研修やWeb 配信での研修に職員を積極的に参加させ、研修内容について職員全体で共有していく。
- (エ) 職員個々の自己啓発意欲を助長し、職員の専門性を向上させるため、資格取得に対する支援を行う。
- (オ) ボランティアや実習生等を積極的に受け入れ、福祉への理解の促進や将来の人材育成に繋がるよう努める。

オ 安定的な経営基盤と透明性の確保

- (ア) 適切なサービス提供と説明責任を果たし、計画的な財源確保を推進し経営基盤の安定・強化を図る。
- (イ) 計画的に施設・設備の保守点検や補修等を実施し、利用者の安全を確保し、適正な維持管理を行う。
- (ウ) 常にコスト意識を持つとともに、職員からの意見・提案による業務の効率化を図る。
- (エ) SNS・ホームページの充実を図り、施設紹介や職員・ボランティアの募集、生製品の案内等を積極的に行っていく。
- (オ) 支援の質の向上を図るため、サービス自己評価を実施し、結果を公開する。

11 障害者交流センター

(1) 基本方針

法令を遵守し、「安心・安全」を確保しながら、利用者のスポーツ・文化活動や教養の向上、社会との交流の促進を図る。

- ア 地域におけるスポーツ・文化活動の促進と環境の整備…『どこでも』
- イ スポーツ・文化活動に関する総合的な支援体制の確立…『つながる』
- ウ 福祉意識の啓発と福祉活動への参加の促進…『ささえあう』

(2) 事業計画

ア 県の福祉を支えるセーフティネット

- (ア) 障害の特性に配慮・工夫されたスポーツ、文化プログラムを提供する。また、クラブやサークルが主体的に活動を展開できるよう継続的に支援する。
- (イ) 障害者交流センターの運営に関する連絡会の開催等、障害者団体、地域住民等と定期的な意見交換を行う。また、意見・要望に対する対応結果を公開することで関係団体との良好な関係を築く。
- (ウ) 各事業に対する定期的なアンケートの実施と満足度調査を行い、利用者の意見を取り入れた支援サービスを行う。
- (エ) 投書箱「わいわいポスト」を設置し、利用者から出された意見・要望には早急に対応・改善を行う。
- (オ) 利用者の権利擁護・虐待防止に関する研修を実施し、職員の意識啓発を推進するとともに、風通しの良い職場づくりに努める。
- (カ) 事件・事故・感染症等のリスクに対する予防措置及び訓練等を実施し、事業継続計画に基づき、緊急時に対応できる体制を整える。

イ 地域との共生

- (ア) 職員を派遣し、地域で暮らす障害者にスポーツや文化活動を通じた支援を行うとともに、各地域の支援機関による自主的な活動を促進する。
- (イ) 地域の社会活動で中心的な役割を担う指導者やボランティアを養成し、その活動を支援する。
- (ウ) 子どもたちが「障害」を学ぶ機会として近隣中学校の職場体験学習を積極的に受け入れる。また、小中学校の総合学習の時間に職員を派遣し、パラスポーツを通じた学びを深める。
- (エ) 近隣の自治会や関係機関との連携を深めることにより、近隣住民へのイベント情報の周知や災害発生時の相互支援などを行う。

ウ 先駆的取組の推進

- (ア) 重度障害者や医療的ケアが必要な方など障害特性に配慮したスポーツ活動支援を実施する。
- (イ) 埼玉県障害者スポーツ協会・埼玉県パラスポーツ指導者協議会・行政機関・各種団体等と密接な連携のもと、スポーツや文化活動を通して地域に根差した共生社会の実現を目指す。
- (ウ) DX 推進計画に基づき、支援内容の充実及び業務の効率化に努める。

エ 人材の確保育成

- (ア) 常に利用者の立場に立ったサービス提供ができるよう、実践を通じた研修を含め、施設内研修を充実させる。
- (イ) 各種団体等が実施する研修会に職員を積極的に参加させ、研修内容について職員全体で共有していく。

オ 安定的な経営基盤と透明性の確保

- (ア) 県立施設として支援の充実を図るとともに、効率的な運営によるコスト削減に努める。
- (イ) 計画的に施設・設備の保守点検等を実施し、利用者の安全を確保し、適正な維持管理を行う。
- (ウ) 広報紙「わいわい広場」や SNS・ホームページの充実を図り、施設紹介や事業内容のお知らせ等の情報発信や、ボランティアの募集等を積極的に行っていく。
- (エ) 支援の質の向上を図るため、サービス自己評価を実施し、結果を公開する。
- (オ) 指定管理の次期指定に向け適切に対応する。

12 あすなろ学園

(1) 基本方針

法令を遵守し、利用者が安全で安心した生活が送れるよう支援サービスを提供する。

- ア 利用者の特性に応じた支援の充実
- イ 生産活動及び福祉的就労等社会参加の促進
- ウ 行動障害等重度障害者の受入れ
- エ 地域福祉への貢献

(2) 事業計画

ア 県の福祉を支えるセーフティネット

- (ア) 利用者の高齢化に伴う機能低下や障害の重度化を踏まえ、健康管理や安全管理に配慮し、健康的な暮らしを支援する。
- (イ) 利用者との関わりや家族等との定期的な連絡会などを通じて、利用者のニーズや施設に対する要望や苦情に適切に対応していく。
- (ウ) 利用者の意向を踏まえた「個別支援計画」を策定して、特性に応じた適切な支援を行う。
- (エ) 利用者による当事者活動の推進を図り、利用者の意見を取り入れた施設運営を行う。
- (オ) 意見箱を設置し、利用者や家族等からの要望にきめ細かく対応する。
- (カ) 利用者満足度調査、家族満足度調査、食事嗜好調査を実施し、サービスの継続的な改善を図る。
- (キ) 利用者の権利擁護・虐待防止を徹底するため、虐待防止委員会を設置し、職員に対する意識啓発を図るとともに、風通しの良い職場環境づくりを推進する。
- (ク) 危機管理委員会や感染症対策委員会において、事件・事故・感染症等のリスクに対する予防措置及び訓練等を実施し、緊急時に対応できる体制を整える。

イ 地域との共生

- (ア) 北本市や近隣自治体等との連携を密にし、相談支援事業を実施する。
- (イ) 受託作業や、農園芸及び手工芸等の生産活動、利用者の希望に沿った行事等を実施し、日中活動の充実を図る。
- (ウ) 地域イベント等に参加し、自主製品や生産物の販売等を通じて利用者の社会参加を促進する。
- (エ) 地域の自立支援協議会等に積極的に参加し、地域福祉の推進を図る。
- (オ) 事業継続計画の見直し・防災訓練の実施・備蓄品の整備等の災害対応体制を整えるとともに、災害時には地域との防災協定に基づき相互支援を行う。
- (カ) 施設行事、体験教室の開催や地域行事への参加等により、地域との交流を深める。
- (キ) 地域団体への会場提供や職員の専門性を活かした取組により、地域における公益的な取組を推進する。

ウ 先駆的取組の推進

- (ア) 行動障害がある利用者に対して、生活環境を整え、不適応行動の軽減を図る。
- (イ) 就労継続支援B型の平均工賃を向上させ、利用者の就労意欲や達成感を高める。
- (ウ) 生活介護の利用者を対象に、個々の興味や特性を生かした創作活動を実施する。
- (エ) DX推進計画に基づき、支援内容の充実及び業務の効率化に努める。
- (オ) 自主製品をふるさと納税返礼品として登録することで、工賃向上や施設の魅力発信に努める。
- (カ) 食べ残しを堆肥化し農園芸で活用するなど、環境に配慮した取組を進める。

エ 人材の確保育成

- (ア) 専門職としての知識・支援技術の向上を図るため、OJTの推進及び施設内研修の充実を図る。
- (イ) 外部研修やWeb配信での研修に積極的に職員を参加させ、研修内容について職員全体で共有していく。
- (ウ) 職員個々の自己啓発意欲を助長し、職員の専門性を向上させるため、資格取得に対する支援を行う。
- (エ) ボランティアや実習生等を積極的に受け入れ、福祉に対する理解の促進や将来の人材育成に繋がるよう努める。

オ 安定的な経営基盤と透明性の確保

- (ア) 北本市立施設として支援の充実を図るとともに、効率的な運営によるコスト削減に努める。
- (イ) 計画的に施設・設備の保守点検等を実施し、適正な維持管理を行うことで利用者の安全を確保する。
- (ウ) SNS・ホームページの充実を図り、施設紹介やボランティアの募集、生製品の案内等を積極的に行っていく。
- (エ) 広報誌を発行し、利用者や家族、関係機関などに対して、積極的に情報を発信していく。
- (オ) 支援の質の向上を図るため、サービス自己評価を実施し、結果を公開する。